

#### (4) 受講要件の評価

「サービス管理責任者等実践研修」の受講要件（基礎研修終了後2年）の評価をみると、都道府県は約6割、サービス管理責任者等は8割

近くが「妥当だと思う」と回答。また、都道府県においては「長すぎるとと思う」と答えた割合が1割を占める。（図42）

サービス管理責任者等実践研修の受講要件について

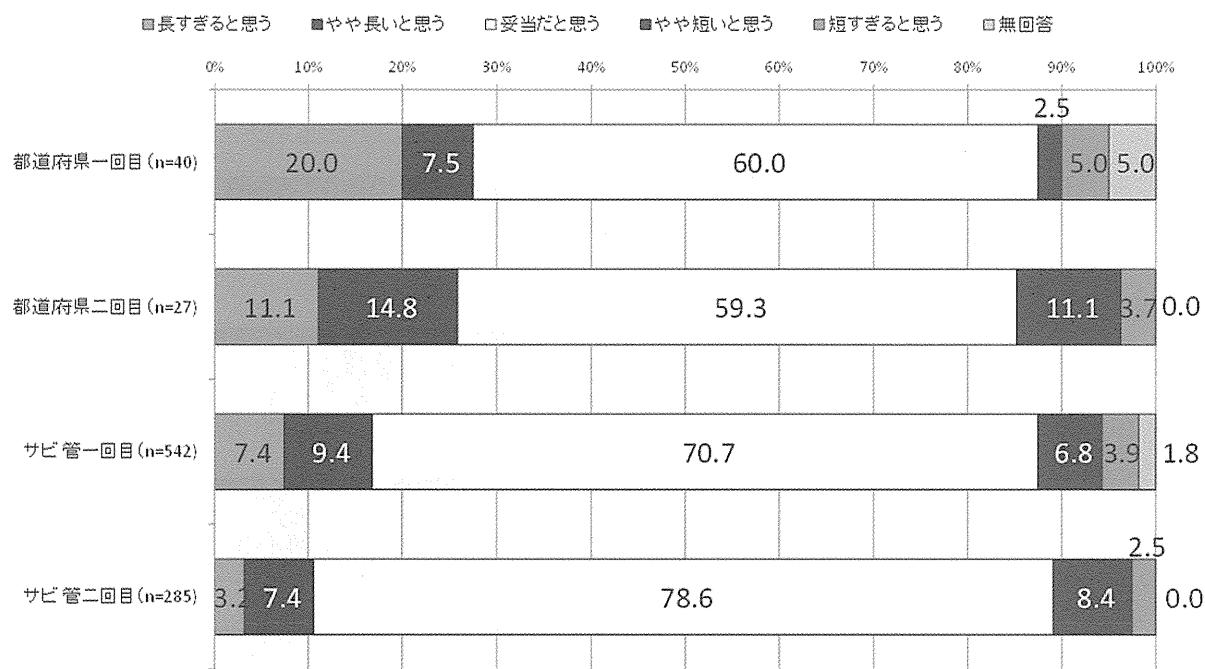


図42 実践研修の受講要件への評価

## 調査結果4. サービス管理責任者等更新研修について

### (1) 研修の評価

「サービス管理責任者等更新研修」の目的が

十分かについてみると、都道府県、サービス管理責任者等とも、「十分だと思う」「概ね十分」と合わせるといずれも9割以上が十分と答えている。(図43)

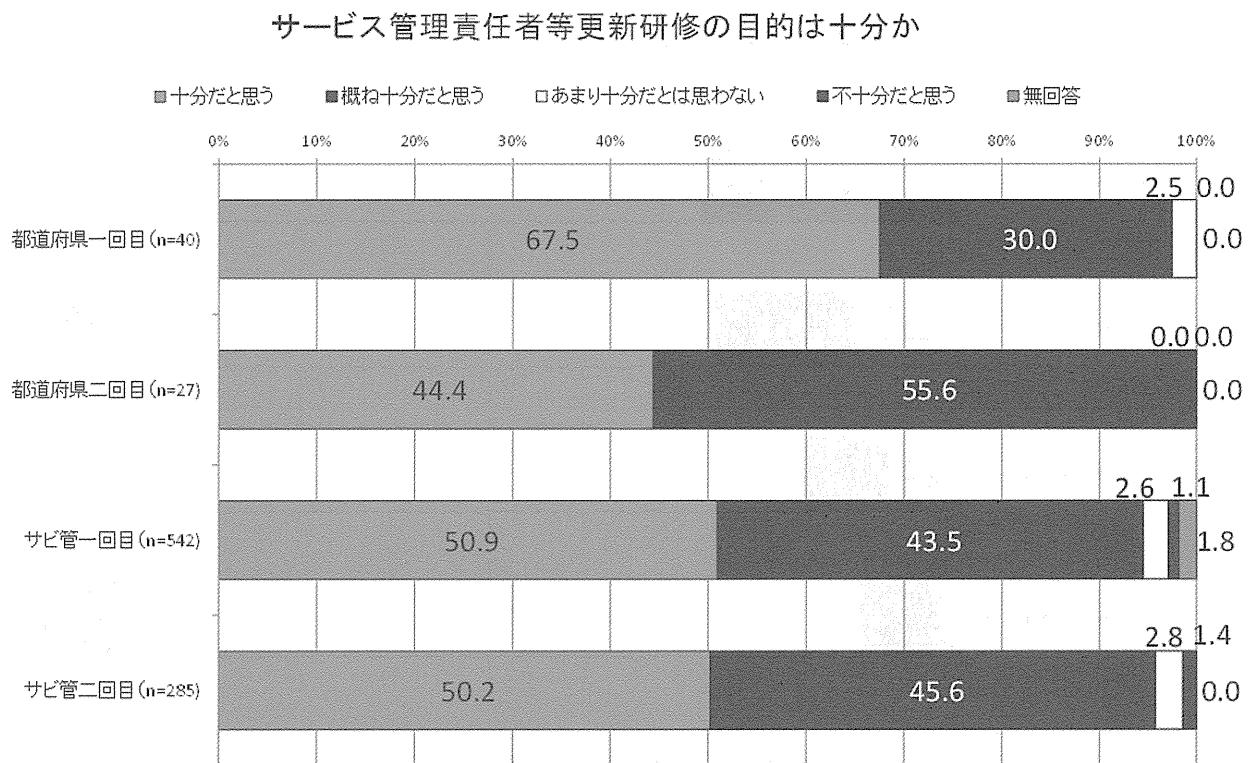


図43 更新研修の目的への評価

### (2) 研修期間の評価

サービス管理責任者等更新研修実施（受講）可能な日数の平均（二回目調査）をみると、都道府県で「連続で実施可能な日数」が2.44日、「1ヶ月で実施可能な日数」が3.88日、「実施に必要な時間数合計」が10.08時間であり、サ

ービス管理責任者等では、「連続で受講可能な日数」が2.19日、「1ヶ月で受講可能な日数」が3.03日、「受講に必要な時間数合計」が9.70時間と、両者間の差が1回目の調査よりも縮小している。(表8)

表 8 サービス管理責任者等更新研修 実施（受講）可能な日数の平均（二回目調査）

	都道府県		サビ管	
	n	平均（日）	n	平均（日）
連続で実施（受講）可能な日数	27	2.44	284	2.19
1ヶ月で実施（受講）可能な日数	26	3.88	282	3.03
	n	平均（時間）	n	平均（時間）
受講に必要な時間数合計	18	10.08	214	9.70

（参考）サービス管理責任者更新研修 受講に必要な日数・時間数（一回目調査）

	都道府県		サビ管	
	n	平均	n	平均
日数	38	2.14	500	1.88
時間数	29	13.16	401	13.07

### （3）研修項目の評価

サービス管理責任者等更新研修の項目の必要度（「必要」＋「まあ必要」）をみると、都道府県は「障害者福祉施策及び児童福祉施策の最新

の動向（講義）」及び「研修のまとめ（演習）」の必要度がやや低いが8割以上、その他の項目は全て9割以上を占めている。

サービス管理責任者等更新研修 項目の必要度【とても必要だと思う＋まあ必要だと思う】

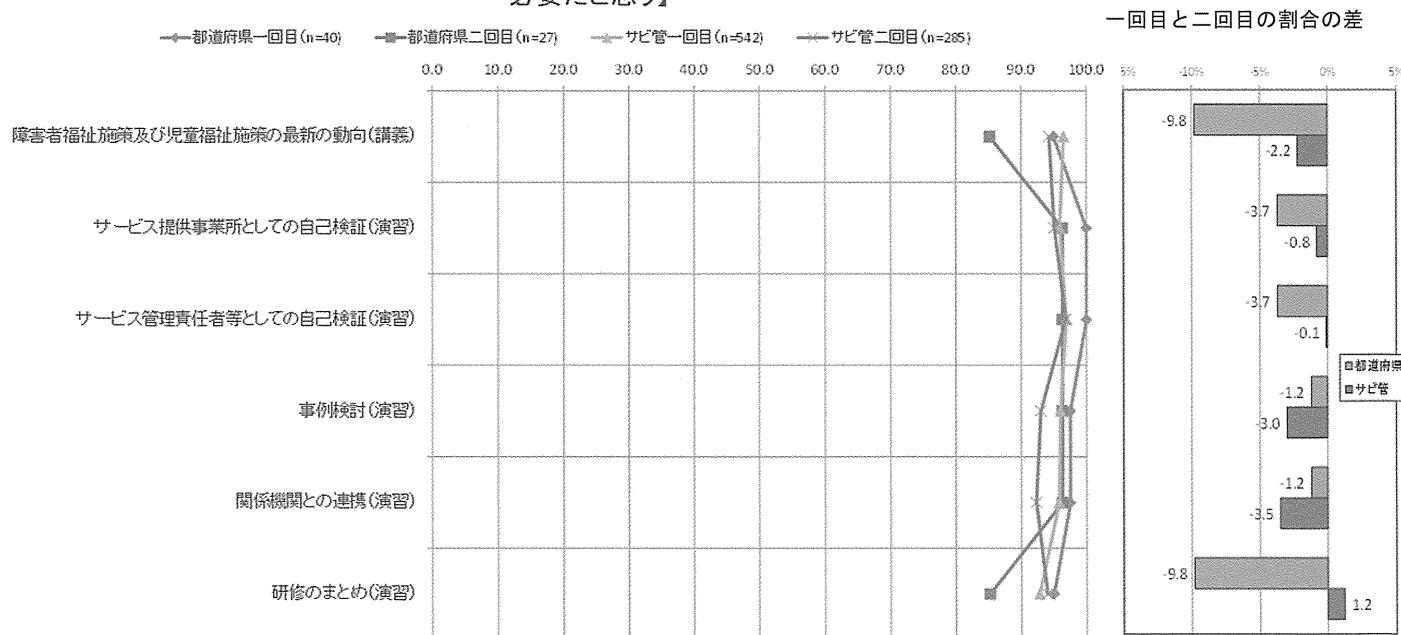


図 44 更新研修の項目への評価

#### (4) 更新期間の評価

「サービス管理責任者等更新研修」の更新期間（5年）の評価みると、都道府県は「妥当だと思う」が9割、サービス管理責任者等も8割

以上が「妥当だと思う」と答えている。いずれも1回目調査よりも増加している。（図45）



図45 更新の期間（5年）への評価

## 調査結果5. 事業分野別、障害分野別等実践研修について

### (1) 研修の評価

「事業分野別、障害分野別等実践研修」を整備する必要性については、都道府県の「とても必要」が増加した以外は1回目調査と同様の結果であった。(図46)

また、各項目の評価について、2回目調査で

は「基礎研修時に必要」「基礎研修終了後2年間に必要」「実践研修時に必要」「更新研修時に必要」の4つに分けて調査した。

1回目調査で必要度(「必要」+「まあ必要」)が低かった「妊娠・出産の知識」、「交際・結婚の知識」、「入退院の知識」、「調査法とその活用のスキル」については、実践研修や更新研修における必要度が高まっていた。(図47~48)

「事業分野別、障害分野別等実践研修」を整備する必要性について

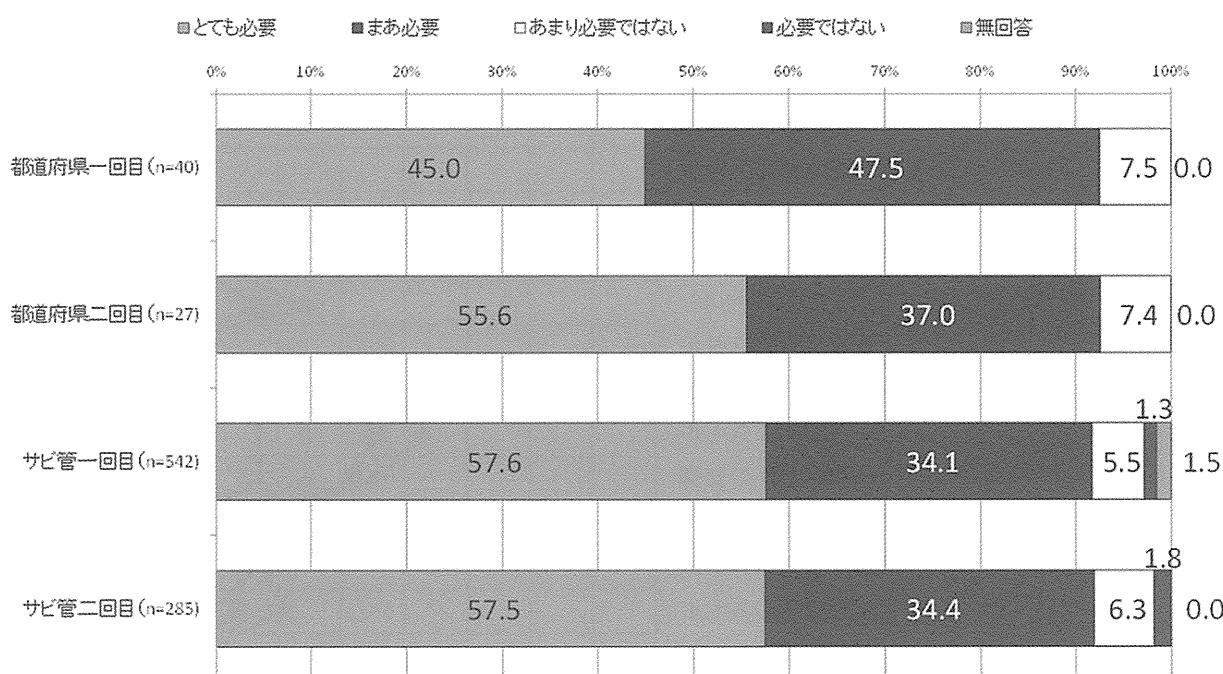


図46 「事業分野別、障害分野別等実践研修」を整備する必要性への評価

**事業分野別、障害分野別等実践研修 項目の必要度  
都道府県(n=27) 【とても必要だと思う+まあ必要だと思う】**

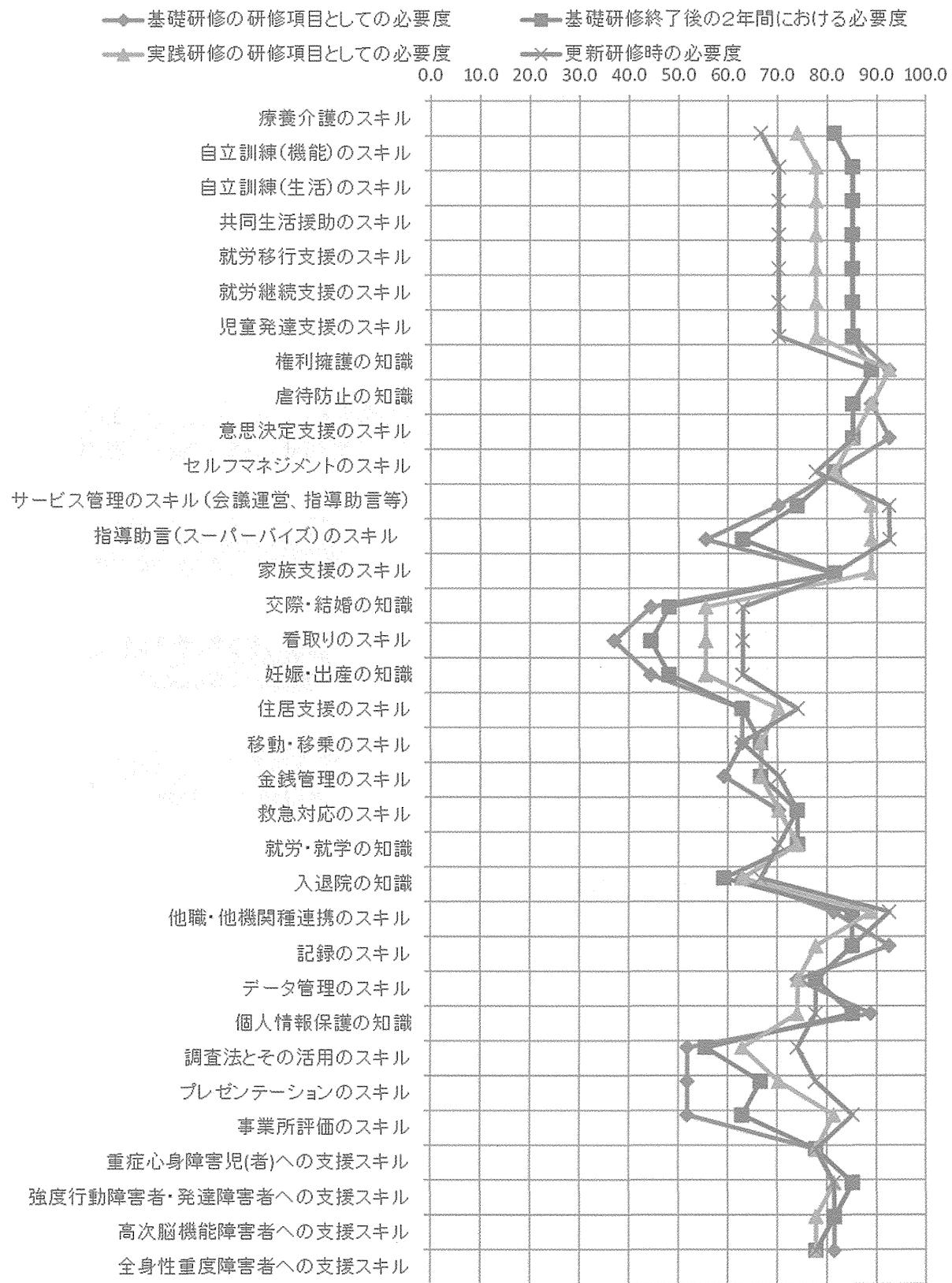


図 47 「事業分野別、障害分野別等実践研修」の項目への評価（都道府県担当者）

## 事業分野別、障害分野別等実践研修 項目の必要度 サビ管(n=285) 【とても必要だと思う+まあ必要だと思

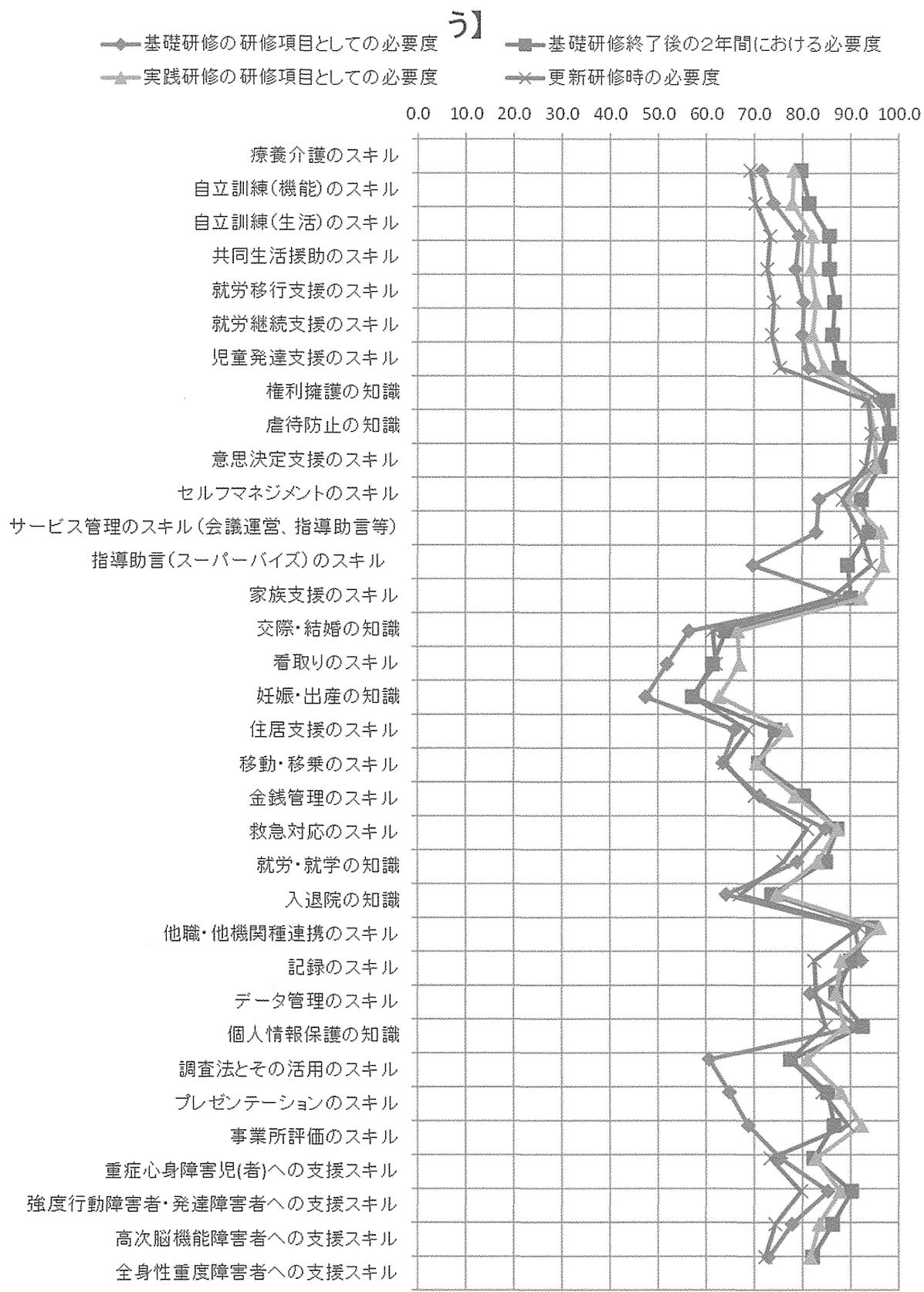


図 48 「事業分野別、障害分野別等実践研修」の項目への評価（サービス管理責任者等）

## D. 考察

### (1) 現状の研修体制からの変更点について

現状の研修体制からの変更点（4点）について考察する。

①「サービス管理責任者等基礎研修」と「サービス管理責任者等実践研修」に分けることについて、サービス管理責任者等では必要と回答した者が9割を超える一方、都道府県では7割であった。

これは、実際に実務に携わるサービス管理責任者等からは、研修を複数段階とすることでキャリア形成につながることへの期待が寄せられていると考えられる。

都道府県担当者からは、運営において名簿の管理等が煩雑になる、研修機会の確保が困難等の研修運営上の懸念があり、やや低い結果となったものと考えられる。

また、基礎研修終了後の2年間で、事業所内OJTにて個別支援計画作成が確実に行われるか疑わしいとの意見もあり、事業所の研修体制や現任のサービス管理責任者等のスーパーバイズ機能が問われている。

個別支援計画の作成スキルは、実践の中で培われていく面が大きいため、まず、基礎を学び、事業所内で各ケースを通して学んでいく必要がある。

②現行の分野別研修は現行のサービス管理責任者等研修から分離して実施することについては、都道府県では5割以上、サービス管理責任者等では7割以上が必要と答えており、いずれも1回目調査よりも増加している。

基礎研修において、個別支援計画作成における基本的な知識を習得した上で、その後の2年間の実務の中でサービス管理責任者等のスーパーバイズを受けながら実践経験を積むことについて、実際の流れに沿った在り方となっているとの意見もあり、事業所内でのOJTがしっかりとできているところは賛同していると思われるが、任意にするとスキルに差が生じる、任意でなく必須とすべきとの意見もあり、事業所内での研修の取組みが消極的なところは不安があるようである。

分野別研修については、さまざまなテーマがあり、一律に必須として都道府県主催で研修を組むより、事業者団体等が率先して研修を行うことが求められる。

また、基礎研修後の2年間の実務の中で個別支援計画作成を実際にを行うことから、実践研修において自らが作成した個別支援計画を持ちより演習を行うことで、実質的な分野別の演習となることも考えられることから、実践研修における演習科目的在り方について次年度のモデル研修において検証したい。

③更新研修の新設については、都道府県、サービス管理責任者等とも9割以上が必要と答えており、最も賛同が得られた。

相談支援専門員がすでに更新研修を義務付けられていることも、受け入れが良かったことの要因であると考えられる。キャリア形成の上においても、利用者に対するより良い支援のためにも、定期的な更新研修は必須であると考えられる。

④受講者個々の必要性に応じて選択・受講できる「事業分野別、障害分野別等実践研修の新設」については、都道府県では8割近く、サービス管理責任者等では8割以上が必要と答えており、いずれも1回目調査よりも増加している。

知識のアップデートが必要、ネットワークの開拓につながる、質の確保につながる、ポイント制にして報酬加算も考慮等の積極的意見も多かったが、全員受講できる体制整備が課題、予算が伴わなければ地方負担のみ増えて財政圧迫につながる等の消極意見もみられた。

任意研修を想定しているが、相談支援専門員の専門研修と同様であり、任意であることへの反発は少なかった。

様々な分野があり、サービス管理責任者等のニーズをくみ取った上で小規模であっても地道に実施していくことが求められる。権利擁護等の研修内容であれば相談支援専門員の研修と合同で実施することも考えられる。

サービス管理責任者等の組織は全国規模のものではなく、任意研修については各県の相談支援専門員協会が積極的に関与して実施していく取

り組みが期待される。

#### (2) サービス管理責任者等基礎研修について

「サービス管理責任者等基礎研修」の目的が十分かについてみると、都道府県、サービス管理責任者等とも「十分だと思う」「概ね十分」と回答した者が9割程度であり、概ね賛同が得られた。

「サービス管理責任者等基礎研修」の受講要件（3年間の実務経験）の評価をみると、都道府県、サービス管理責任者等とも「妥当だと思う」割合が6割以上を占めた。この「3年」が妥当かどうかは、個人の適性にもよるため、一概に言えないとの意見もあるが、研修受講要件の考え方としては実務経験を基準にする以外に現実的な方法はないものと考えられる。

#### (3) サービス管理責任者等実践研修について

「サービス管理責任者等実践研修」の目的が十分かについてみると、都道府県は「十分だと思う」「概ね十分」を合わせると8割以上、サービス管理責任者等は9割以上が十分と答えており、概ね賛同が得られた。

「サービス管理責任者等実践研修」の受講要件（基礎研修終了後2年）の評価をみると、都道府県は約6割、サービス管理責任者等は8割近くが「妥当だと思う」と回答。また、都道府県においては「長すぎると思う」と答えた割合が1割を占める。

実際に、サービス管理責任者等として個別支援計画を作成できる資格を有することとなるのに、実務経験5年が必要となることとなるが、これは現行と同様であり、一定の納得感があるものと思われる。

#### (4) サービス管理責任者等更新研修について

「サービス管理責任者等更新研修」の目的が十分かについてみると、都道府県、サービス管理責任者等とも、「十分だと思う」「概ね十分」と合わせるといずれも9割以上が十分と答えており、概ね賛同が得られた。

「サービス管理責任者等更新研修」の更新期間（5年）の評価みると、都道府県は「妥当だと思う」が9割、サービス管理責任者等も8割

以上が「妥当だと思う」と答えており、5年毎の更新研修についても、先行している相談支援専門員とも合致しており納得感がある者と思われる。

#### (5) 事業分野別、障害分野別等実践研修について

「事業分野別、障害分野別等実践研修」については、前述しているように、任意研修として実施することには概ね賛同が得られたものの、どのような組織が実行していくかの実際の運営面で課題が残る。各地域で都道府県と協力して研修実施が行える組織の育成について検討していく必要がある。

なお、各研修のプログラムについての詳細分析は、分担研究3に譲る。

### E. 結論

現状の研修体制からの変更点（以下の4点）について概ね賛同が得られた。

- ① 「サービス管理責任者等基礎研修」と「サービス管理責任者等実践研修」に分ける
- ② 現行の分野別研修は現行のサービス管理責任者等研修から分離して実施する
- ③ 更新研修の新設
- ④ 受講者個々の必要性に応じて選択・受講できる「事業分野別、障害分野別等実践研修」の新設

次年度に予定しているモデル研修に向け、研修テキストの作成及び候補地の選定を行った上で、実際にモデル研修を実施しさらに検討していきたい。

### F. 研究発表

- (1) 論文発表  
なし
- (2) 学会発表  
なし

### G. 知的所有権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得  
なし
2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

## (別紙1)

### サービス管理責任者等の研修体系（素案）の概要

#### □サービス管理責任者等の研修体系に関するアンケートの目的

サービス管理責任者等の業務は、指定基準省令において、「個別支援計画・児童発達支援計画を作成し、サービス提供プロセスを管理すること、サービス提供職員に助言や指導を行うこと」等が責務として規定されていますが、現行のサービス管理責任者等研修は、サービス提供従事者のキャリア形成が考慮された研修体系とはなっていないのではないかとの指摘もあります。

具体的には、平成24年度の障害者総合福祉推進事業「障害者福祉サービス事業におけるサービス管理責任者養成のあり方に関する調査」による、都道府県担当者やサービス管理責任者等への調査結果において、「障害者福祉サービス事業所の指定を受けるための条件として定着している」、「サービス提供事業者の質の向上を目指すべきサービス管理責任者等の資格取得が1回だけの受講要件に留まっていること自体がサービスの質の向上に寄与していないのではないか」等の意見がありました。

今回の「障害福祉サービスにおける質の確保とキャリア形成に関する研究」（平成27年度厚生労働科学研究費補助金）では、このような問題意識や課題等に対し、障害福祉サービスの質の確保を図るため、サービス提供従事者のキャリア形成に資する研修体系を開発し、その体系に沿った研修プログラムと研修内容を提案したいと考えています。本アンケートは、研修体系開発の重要な根拠となるものですので、大変お手数ですが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

#### □研修体系（素案）の概要（図1）

まず、本研究班で検討した素案について概要を説明いたします。

素案では、サービス管理責任者又は児童発達管理責任者となるには、まず3年の実務経験を経たのちサービス管理責任者等の役割やベースとなる基礎知識・技術を修得し、個別支援計画を作成することが出来るようになるため「サービス管理責任者等基礎研修」を受講することとします。

その後、一定の実務経験（2年以上）を経て、個別支援計画の工程管理やチェック、地域連携等、サービス管理責任者等としての本来業務を遂行するための知識・技術を修得するための「サービス管理責任者等実践研修」を受講します。ここを修了した時点で従来のサービス管理責任者等の資格を取得することとなります。

なお、従来の分野別研修は、分野の区分けが実態と則していないことや、演習の事例と受講者のニーズが合致しにくいといった理由から現場における有効性が必ずしも高くないとの指摘もあることから、「サービス管理責任者等基礎研修」および「サービス管理責任者等実践研修」から分離させ、別途研修機会「事業分野別、障害分野別等実践研修」（後述）を提供することとします。

つまり、従来のサービス管理責任者等研修を「基礎研修と実践研修に分けること」と、「5分野を一本化し共通研修とすること」をセットで行うとともに、事業分野別・障害分野別研修については別途研修機会を提供することとし、その際はサービス管理責任者等以外の従業者も受講可能としたいと考えています。

さらに、サービス管理責任者等取得後も時間の経過による技術等の更新や法制度に関する知識の更新等が必要であることから、5年以内の「サービス管理責任者等更新研修」の受講を必須とすることで知識及び技術のアップデートを行います。

また、サービス管理責任者等の個々の提供サービス内容や、個々のスキルの不足部分・必要部分に応じた研修内容について、「事業分野別、障害分野別等実践研修」において修得します。これは必須研修とは位置づけず任意受講とします。

以上の研修体系の全体像を図1に、現状からの変更点を表1に示します。

現行のサービス管理責任者等研修において、相談支援従事者初任者研修と共に実施されている2日間の研修については、サービス管理責任者等業務を行ううえで、法的なバックグラウンドやサービス提供の全体像の理解を深めるために必要な内容となるため、「サービス管理責任者等基礎研修」の受講要件と位置付けられています。ただし、「相談支援従事者初任者研修」はあくまでも相談支援従事者を対象に行われていて、サービス管理責任者等の取得を目指す人をターゲットとしているため、対象をサービス管理責任者等取得希望者に絞り別日の開催としたうえで、サービス管理責任者等の養成に主眼を置いた講師の選定を行うことも考えられます。

図1 研修体系(素案)の概要

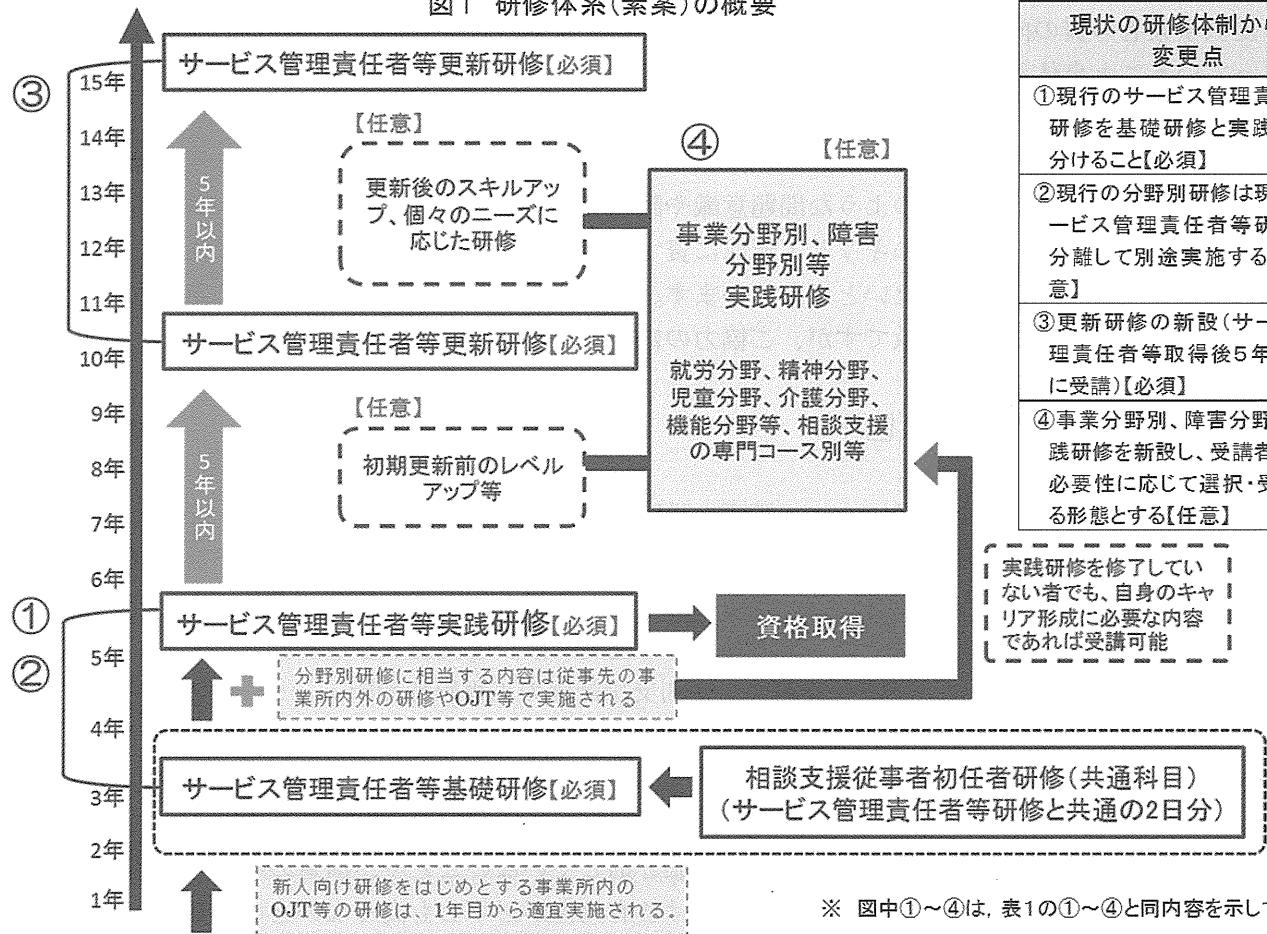


表1 現状からの変更点

現状の研修体制からの変更点
①現行のサービス管理責任者等研修を基礎研修と実践研修に分けること【必須】
②現行の分野別研修は現行のサービス管理責任者等研修から分離して別途実施すること【任意】
③更新研修の新設(サービス管理責任者等取得後5年以内毎に受講)【必須】
④事業分野別、障害分野別等実践研修を新設し、受講者個々の必要性に応じて選択・受講できる形態とする【任意】

## □素案における各研修の概要

### (1) サービス管理責任者等基礎研修

- 目的：・障害福祉サービス等提供事業者の職員として、障害福祉サービス等の提供に関する基本的な理念や倫理等の基礎を押さえる。  
・サービス等利用計画と個別支援計画の関係や、個々の利用者に応じた『個別支援計画』の意味・知識・技術等の原則論を押さえる。  
・演習等を通じて『個別支援計画』作成の能力を獲得する。  
・本研修受講者が数年後にはサービス管理責任者等になることを踏まえ、サービス管理責任者等に求められる基本的な役割等を押さえておくものとする。

○対象：サービス提供事業所において3年の実務経験を経た者

○研修項目と獲得目標（案）

	研修項目	獲得目標
1	障害者福祉施策及び児童福祉施策の歴史的変遷（講義）	制度理解を通じて、障害者支援の制度改革を利用者主体から発信する力を身につける。
2	サービス管理責任者等の役割と業務（講義）	サービス管理責任者等の役割と業務を制度的に理解し、サービス管理責任者等と管理者の違い、サービス管理責任者等の業務上の責務（個別支援計画作成の業務、サービス提供プロセスの管理、サービス提供職員等に対する助言・指導等）を理解する。
3	サービス提供の基本的な考え方（講義）	サービス提供の基本的な考え方として、利用者主体の視点、自立支援の視点、エンパワメントの視点、ICFの視点、現実的な支援計画に基づくサービス提供、連携の必要性等を理解する。
4	サービス提供のプロセス（講義）	サービス提供のプロセスを理解し、PDCAサイクルでサービス提供できる実践力を獲得し、プロセスにおけるサービス内容のチェック方法を習得するとともに、個別支援計画の意義を理解する。
5	サービス等利用計画等と個別支援計画の関係（講義）	サービス等利用計画等における総合的な援助方針を導き出すプロセスを理解し、個別支援計画の出発点がサービス等利用計画等の総合的な援助方針であることを認識する。また、サービス等利用計画等が生活全体の範囲に及び、個別支援計画が生活全体をイメージしながらも事業所内サービスに重点を置いた計画であることを理解する。現状の相談支援体制を理解する。
6	サービス提供事業所の利用者主体のアセスメント（講義）	サービス提供事業所のアセスメントの考え方やアセスメントの手法を習得する。
7	個別支援計画作成のポイントと作成手順（講義）	個別支援計画がリスクマネジメントのみに陥らないように、エンパワメントの視点やストレングスモデルを理解するとともに、作成の手順を習得する。
8	個別支援計画の作成（演習）	申請者の基本情報、アセスメント票から総合的な援助方針を立て、援助方針に沿った長期目標及び短期目標を設定する。総合的な援助方針、長期目標及び短期目標を考慮して、個別支援計画の支援内容、担当者、連携の頻度等をグループワークにより検討し、個別支援計画を作成する。

## (2) サービス管理責任者等実践研修

○目的：サービス管理責任者等の本来業務を実践するために、個別支援計画の作成に携わっていることを前提として、サービス提供プロセスにおける「管理」、具体的には「支援会議の運営」、「サービス提供職員への助言・指導」について講義および演習を実施する。また、演習等によるグループワーク等を実施する中で、各自が実際に作成した「個別支援計画」の内容等の質の向上を図る。

○対象：サービス管理責任者等基礎研修を修了し、2年以上の実務経験を経た者

○研修項目と獲得目標（案）

	研修項目	獲得目標
1	モニタリングの方法（講義・演習）	事業所のモニタリングについて、サービス等利用計画等との連動性を念頭に入れながら、モニタリングの視点・目的・手法等を理解する。事例を通じて、モニタリングの演習を行い、その手法を獲得する。
2	個別支援会議の運営方法（講義・演習）	個別支援会議の意義、進行方法、行うべき事項（個別支援計画作成時、モニタリング時）等を理解する。演習においては、個別支援会議における合意形成過程をグループワークで体験し、サービス管理責任者等としての説明能力を獲得する。
3	個別支援会議におけるサービス管理責任者等の役割（演習）	グループワークの体験を基に、個別支援会議におけるサービス管理責任者等の役割について討議し、その役割についてまとめる。
4	サービス提供職員への助言・指導について（講義）	サービス提供職員への助言・指導の様々なアプローチ（OJTや事業所内外の研修会への参加、事例検討会や学会における発表等）、身につけるべきコーチング技法等、事業所における研修計画の立案等を理解する。
5	OJTとしての事例検討会の進め方（演習）	持ち寄った事例を基に、事例検討会を実際に行い、事例検討会の進め方を習得する。
6	障害者福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向（講義）	障害者福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向を理解することによって、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。
7	（自立支援）協議会との連携（講義）	（自立支援）協議会の意義、目的、活動内容、障害福祉計画等を理解し、（自立支援）協議会との連携の必要性を認識する。
8	サービス担当者会議等における多職種連携や地域連携の実践的事例（報告・発表やシンポジウム）	多職種との連携や地域との連携等の実践的事例に関して報告・発表やシンポジウムを行い、連携の意義を理解する。
9	サービス担当者会議等における多職種連携や地域連携に関するまとめ（演習）	シンポジウムの内容を踏まえ、グループワークにより多職種連携や地域連携の重要性、意義、ポイントを討議し、個々に連携に関してまとめる。

### (3) サービス管理責任者等更新研修【必須】

- 目的：
  - ・行政動向、制度改正等の最新の情報（アップデート）を図る。
  - ・サービス管理責任者等の実践報告等によりこれまでの業務内容を振り返るとともに実践内容の確認をし、知識・技術の更なる底上げを図る。
  - ・サービス管理責任者等として、サービス提供職員等へのスーパービジョンの方法を学ぶ。
- 対象：サービス管理責任者等実践研修を修了し、実際に業務に従事している者で、5年以内に受講する者

○研修項目と獲得目標（案）

	研修項目	獲得目標
1	障害者福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向（講義）	最新の動向を学習することによって、利用者の制度的な環境の変化を理解する。
2	サービス提供事業所としての自己検証（演習）	グループワークを通じて、各自の事業所の取組状況や地域との連携の実践状況を出し合うことにより、コンプライアンスを理解し、今後の事業所としての取組を明確にする。グループワークの成果を発表し、各自まとめる。
3	サービス管理責任者等としての自己検証（演習）	サービス管理責任者等として自らを振り返り、自己覚知を促し、支援のあり方や地域との関わり方、今後の自らの取り組むべき研修課題を明確にする。グループワークにおける討議を通じて、各自まとめる。
4	事例検討（演習）	グループワークにおいて、各自が持参した事例を発表し合い、事例検討の事例を選定する。選定した事例を通じて、支援のあり方、支援方針、支援の内容を検討し、良かった点や改善が必要な点について明確化しスキルアップを図る。
5	関係機関との連携（演習）	関係機関と連携した事例に基づき、支援方針の基本的な方向性や支援内容を左右する事項に重点を置いてグループワークを展開することにより、関係機関との連携を理解するとともに、（自立支援）協議会の役割を再認識する。
6	研修のまとめ（演習）	研修を通じて、サービス管理責任者等としてのスキルアップをどのように図るかをグループワークにおける討議を通じて理解し、各自まとめて、事業所に持ち帰られるようにする。

#### (4) 事業分野別、障害分野別等実践研修【任意】

○目的：サービス管理責任者等現任者が、それぞれのキャリア段階（サービス提供者段階、サービス管理責任者等基礎研修修了段階、実践研修修了段階、更新研修修了段階等）において、学ぶべき内容等（事業分野、障害特性、スーパービジョン等）、個々のスキルの向上や不足しがちな内容について必要に応じて受講する。各自の事業分野や障害分野において深く学べることができる研修であり、同種事業のサービス管理責任者等が持つ共通の問題を共有し解決方策を探ることができる実践的な研修とする。

なお、マネジメントスキルや地域連携スキル等、内容によっては相談支援の専門コース別研修との共有化も検討。

○対象：サービス管理責任者等実践研修を修了し、実際に業務に従事している者

サービス管理責任者等基礎研修修了者であって実践研修を修了していない者でも、自身のキャリア形成に必要な内容であれば受講可能とする。ただし、研修の質を担保するために、予め業務の経験等受講要件を設定する必要がある。

○研修項目と獲得目標：研修ごとに設定

## 【参考】

### □現行のサービス管理責任者等研修の構成（図2）

現行の研修では、図2の通り相談支援従事者初任者研修の最初の2日間は同じ研修を受講することとなっています。

相談支援従事者初任者研修とサービス管理責任者研修との関係				
障害者相談支援従事者初任者研修カリキュラム		サービス管理責任者研修カリキュラム		
科目	獲得目標	科目	獲得目標	
開講式・オリエンテーション		相談支援従事者研修前半二日間を受講(左記のカリキュラム)		
障害者の地域生活支援 講義	障害者の地域生活における人的支援、環境整備、就労支援、家族支援、医療、教育などの支援を理解する。		1.5	
障害者ケアマネジメント (概論) 講義	ケアマネジメントの目的、理論的変遷、障害者の生活ニーズの捉え方の理解を深める。		2	
相談支援における権利侵害 と権利擁護 講義	ケアマネジメントプロセス全般における権利侵害の観点を理解する。		1.5	
障害者自立支援法の概要 講義	障害者自立支援法の概要、日均やサービス内容の基本的な理解を深める。		1.5	
障害者自立支援法における個別支援計画の作成 講義	障害者自立支援法におけるサービス利用計画(個別支援計画)の作成セミナー時障害者サービスの実施決定プロセスを理解する。		1.5	
相談支援事業と相談支援専門員 講義	障害者自立支援法におけるケアマネジメントの制度化と市町村における相談支援事業の役割を理解する。		3.5	
ケアマネジメントの展開 演習	実例を通して、アセスメント・サービス利用計画作成・社会資源の活用と併せて、モニタリング、実施評価を理解する。	6	相談式・オリエンテーション	
実習ガイダンス 演習	実際の事例を選定して、ケアマネジメントプロセスを個別学習することによって、演習にこなせる。 ※「在宅における事例(事例基準)」ケアマネジメントプロセスを課外実習する。	1 (毎日) 3	障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割 講義	2
演習Ⅰ(3) 演習Ⅱ(4)	実際的なサービス提供において、担当者がサービス提供者と連携取扱いの実際を用いて、アセスメント手順の正正確な把握から各事例の実施評価までを理解した上で、以下の点に注意しながら割定すべき日数の設定となる。また、各事例を用いて、アセスメントによる判断基準の正確な把握から各事例の実施評価までを理解した上で、以下の点に注意しながら割定すべき日数の設定となる。	3 3 4	サービス提供のプロセスと管理 講義	2
演習のまとめ 演習	発表事例の事後評議会により実質と演習の統合を行う。	3	サービス提供者と連携取扱いの実際 講義	2
地域自立支援協議会の役割と活用 講義	地域自立支援協議会の必要性と運営方法について理解する。	3	分野別に事例を用いて、サービス提供開始後の中間評価に基づく支援方針の追正と終了時評価(事例基準)の実施 演習	3
開講式			サービス内容のチェックとマネジメントの実際(模擬会議) 演習	3
計		31.5		30.5

図2 相談支援従事者初任者研修とサービス管理責任者等研修との関係

※厚生労働省 H23/10/5 サービス管理責任者等研修テキストより

### □現行の分野別に実施する講義及び演習

現行の分野別に実施する講義及び演習は、指定障害福祉サービス事業を下表に定める分野に分類して実施しています。

分野	障害福祉サービス
1 介護	療養介護、生活介護
2 地域生活 (身体)	自立訓練 (機能訓練)
3 地域生活 (知的・精神)	自立訓練 (生活訓練), 共同生活援助
4 就労	就労移行支援, 就労継続支援
5 児童 (児童発達支援管理責任者)	児童発達支援

※平成23年度サービス管理責任者等指導者養成研修実施要綱より（一部改変）

## サービス管理責任者等の研修に関するアンケート

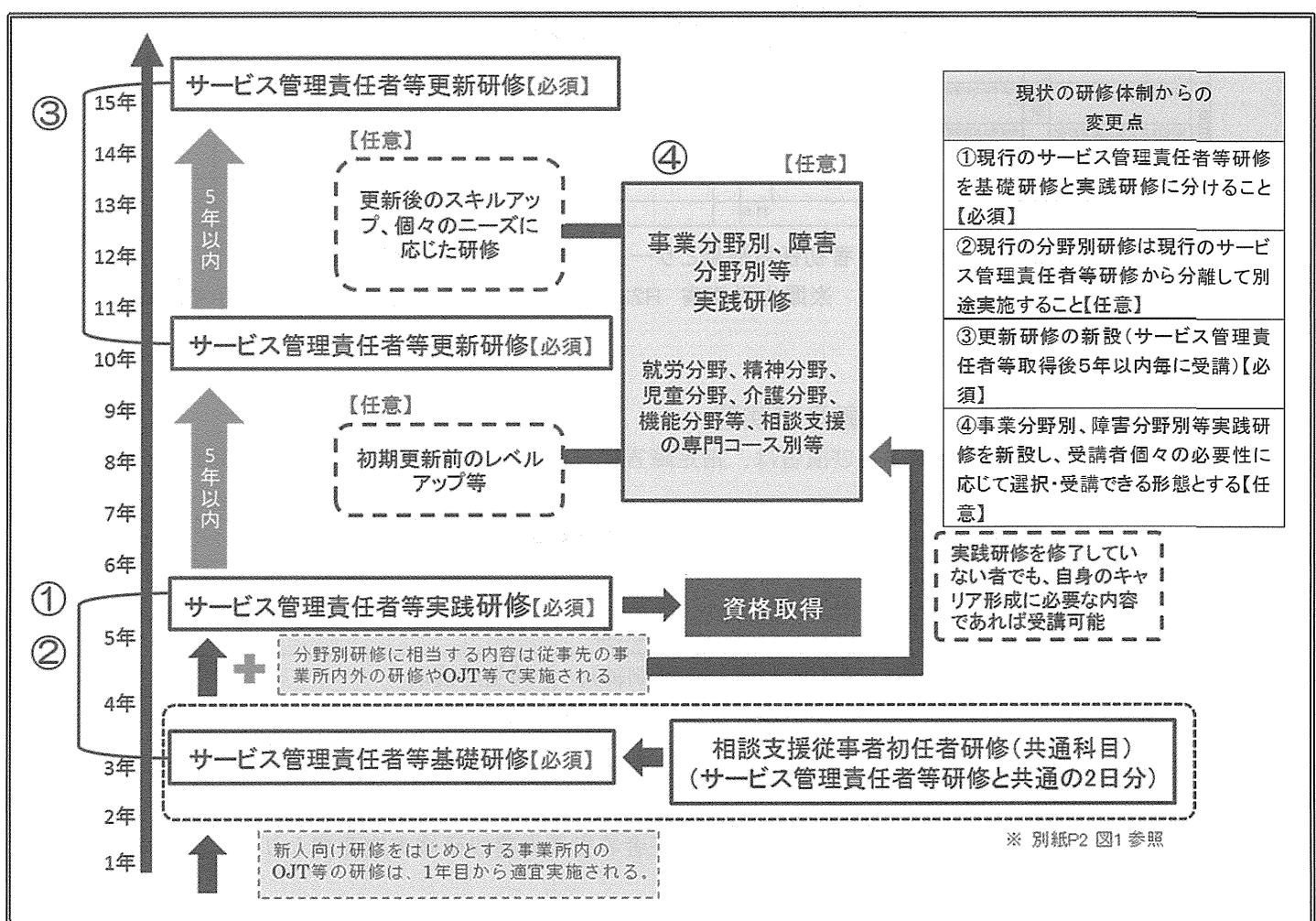
※先に（別紙）の説明を十分お読みの上ご回答ください。

都道府県名 府・県	都・道 府・県	ご担当部署（部課）名
連絡先電話番号	連絡先メールアドレス	

サービス管理責任者等研修体系について、現在、本研究班では別紙の素案を検討中です。  
以下、この研修体系（素案）について伺います。

### 1. 研修体系の骨子について

研修体系の骨子について伺います。下図（別紙の一部抜粋）をご参照の上お答えください。



問1 現状の研修体制からの変更点ごとに、変更の必要性についてキャリア形成の視点でどのように思われるか最も近いものに○をつけ、そう思われる理由をお書きください（それぞれ○は1つ）

現状の研修体制からの 変更点	だ と 思 う と て も 必 要	と 思 う ま あ 必 要 だ	と 思 う ま あ 必 要 だ	あ ま り 必 要	思 わ な い と 思 わ な い 必 要	全 く 必 要 と 思 わ な い 必 要	理 由	
							1	2
①現行のサービス管理責任者等研修を基礎研修と実践研修に分けること【必須】	1	2	3	4				
②現行の分野別研修は現行のサービス管理責任者等研修から分離して別途実施すること【任意】	1	2	3	4				
③更新研修の新設 (サービス管理責任者等取得後5年以内毎に受講) 【必須】	1	2	3	4				
④事業分野別、障害分野別等実践研修を新設し、受講者個々の必要性に応じて選択・受講できる形態とする【任意】	1	2	3	4				

## 2. 各研修について

別紙に記載した(1)～(4)の各研修について伺います。以下に各研修の概要について抜粋して掲載しておりますので、別紙に記載の研修項目・獲得目標と併せてご覧になりご回答ください。

サービス管理責任者等基礎研修（主に個別支援計画作成）について伺います。

### (1) サービス管理責任者等基礎研修（別紙P.3参照）

目的：・障害福祉サービス等提供事業者の職員として、障害福祉サービス等の提供に関する基本的な理念や倫理等の基礎を押さえる。

意味：・知識・技術等の原則論を押さえる。

・演習等を通じて『個別支援計画』作成の能力を獲得する。

・本研修受講者が数年後にはサービス管理責任者等になることを踏まえ、サービス管理責任者等に求められる基本的な役割等を押さえておくものとする。

対象：サービス提供事業所において3年の実務経験を経た者等

問2 研修の目的についてどう思いますか。（○は1つ）

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| 1. 十分だと思う   | 3. あまり十分だとは思わない |
| 2. 概ね十分だと思う | 4. 不十分だと思う      |

問2-1 その理由をお答えください。（自由記載）

問3 以下の研修項目は個別支援計画を作成する上でどの程度必要だと思いますか。最も近いものに○をつけてください。（それぞれ○は1つ）

	だ と 思 う も 必 要	と 思 う 必 要 だ	と 思 う 必 要 だ	あ り な い 必 要	思 わ な い 必 要 と
1. 障害者福祉施策及び児童福祉施策の歴史的変遷（講義）	1	2	3	4	
2. サービス管理責任者等の役割と業務（講義）	1	2	3	4	
3. サービス提供の基本的な考え方（講義）	1	2	3	4	
4. サービス提供のプロセス（講義）	1	2	3	4	
5. サービス等利用計画等と個別支援計画の関係（講義）	1	2	3	4	
6. サービス提供事業所の利用者主体のアセスメント（講義）	1	2	3	4	
7. 個別支援計画作成のポイントと作成手順（講義）	1	2	3	4	
8. 個別支援計画の作成（演習）	1	2	3	4	

問3-1 その他、サービス管理責任者等基礎研修（主に個別支援計画作成）において特に必要だと思う研修項目があれば、お答えください。（自由記載）